

議案第四十七号

三朝町特別会計設置条例の一部改正について

次のとおり三朝町特別会計設置条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十七年三月十一日

写

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四拾七年参月拾八日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町特別会計設置条例の一部を改正する条例

三朝町特別会計設置条例（昭和三十九年三朝町条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中

小木脇住宅団地造成事業特別会計

住宅地取得造成事業

を

三朝町分譲宅地造成事業特別会計

分譲宅地取得造成事業

に改める。

第二条中

小木脇住宅団地造成事業特別会計

他会計繰入金、用地取得並びに造成事業にかかる町債土地売却収入財産の運用収入その他の諸収入

土地購入費、宅地造成費、町債の元利償還金その他諸支出金

を

三朝町分譲宅地造成事業特別会計

他会計繰入金、用地取得並びに造成事業にかかる町債土地売却収入財産の運用収入その他の諸収入

土地購入費、宅地造成費、町債の元利償還金その他諸支出金

に改める。

附 則

この条例は、昭和四十七年四月一日から適用する。

施行